

1.想 定

基本チェックリストにより事業対象者となり、サービス・活動事業の利用をしている利用者が、要介護等認定新規申請を行い、認定結果が出るまでの間に介護保険サービスを利用する場合。

2.基本的な考え方

従来より、介護サービス利用者が新規にサービスの利用を開始する際や、区分変更申請、更新申請などで認定結果が出ていない場合など、認定結果が出るまでの暫定期間のサービス利用については、要支援認定又は要介護認定が出るかの判断が困難な場合は、認定結果が見込と違うことにより利用者の不利益が発生することがないよう、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が連携し、どちらのケアプランにも位置付けることが可能なサービスの選択をするということに留意していただくことが重要です。

3.「要介護1~5」と認定結果を見込んだ場合の事例**4.暫定(予防)ケアプランを「自己作成扱い」とし、保険者が給付管理を行う場合の取扱いについて**

◆日向市ホームページ

ホーム > 健康・医療・福祉 > 介護事業所向け > [支援事業所向け]人員加算等基準 > 暫定(予防)ケアプランを「自己作成扱い」とし、保険者が給付管理を行う場合の取扱いについて

【URL】 <https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=231214165059>

5.その他

◆この取り扱いについては、要支援1.2認定者が、モニタリング結果で身体的に状態悪化し、介護保険 要介護等認定区分変更申請を希望した場合も、上記のプロセスに準ずることになります。

◆厚生労働省 平成18年4月改訂関係Q&A(VOL.2)

(問52)

要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度(要支援度)が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

(答)

いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われるときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。